

件名

非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準の一部を改正する件

○内閣府告示第三十二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十五条の十三第十五項及び第二十三項第三号イの規定に基づき、非課税口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に関する基準（平成二十九年内閣府告示第五百四十号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年三月三十日

内閣総理大臣 岸田 文雄

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削り、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〽三 略」</p> <p>四 指定インデックス投資信託 公募株式投資信託のうち、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 公募株式投資信託の委託者指図型投資信託約款において、次に掲げる事項の定めがあるもの</p> <p>(1) 「略」</p> <p>(2) 主たる投資の対象としている資産が次のいずれかに該当する旨</p> <p>「i・ii 略」</p> <p>(iii) 株式及び不動産投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人で、その規約（同法第六十七条第一項に規定する規約をいう。第七条第二項において同じ。）においてその資産の総額のうちに占める所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三百三十六条第二項第五号ホに規定する不動産等の価額の割合（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二</p> | <p>(定義)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〽三 同上」</p> <p>四 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 「同上」</p> <p>(1) 「同上」</p> <p>(2) 「同上」</p> <p>「i・ii 同上」</p> <p>(iii) 株式及び不動産投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人で、その規約（同法第六十七条第一項に規定する規約をいう。第七条第二項において同じ。）においてその資産の総額のうちに占める所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第三百三十六条第二項第五号ホに規定する不動産等の価額の割合（金融商品取引所（金融商品取引法（昭和二</p> |

十三年法律第二十五号) 第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次条第一号二(1)及び第七条第一項第一号において同じ。)の所得税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十一号)第八十一条の五第六項に規定する業務規程において投資口の上場の基準として定められたその投資口を発行した投資法人の資産の総額のうちに占める当該不動産等に相当する部分の価額の合計額の占める割合をいう。)を百分の七十以上とすることとされているもの又はこれに類する投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人(第七条第二項において「外国投資法人」という。)をいう。第七条第二項において同じ。)の投資口(以下「不動産投資法人の投資口等」という。)

(iv) 「略」

(3) 「略」

〔五〇八 略〕

(累積投資勘定等に受け入れることができる上場株式等の範囲)

第二条 租税特別措置法施行令第二十五条の十三第十五項に規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件は、次の各号に掲げる上場等株式投資信託の区分に応じ当該各号に定める要件とする。

一 上場株式投資信託 次に掲げる要件

十三年法律第二十五号) 第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。次条第一号二(1)及び第七条第一項において同じ。)の所得税法施行規則(昭和四十年大蔵省令第十一号)第八十一条の五第六項に規定する業務規程において投資口の上場の基準として定められたその投資口を発行した投資法人の資産の総額のうちに占める当該不動産等に相当する部分の価額の合計額の占める割合をいう。)を百分の七十以上とすることとされているもの又はこれに類する投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十五項に規定する外国投資法人(第七条第二項において「外国投資法人」という。)をいう。第七条第二項において同じ。)の投資口(以下「不動産投資法人の投資口等」という。)

(iv) 「同上」

(3) 「同上」

〔五〇八 同上〕

(累積投資勘定等に受け入れることができる上場株式等の範囲)

第二条 「同上」

一 「同上」

イ 信託報酬率（上場等株式投資信託の信託報酬（信託事務に係る対価として委託者又は受託者の受ける財産上の利益をいう。次号ロ(4)及び第七條第一項第二号において同じ。）の金額を当該上場等株式投資信託の純資産額で除した値をいう。次号イにおいて同じ。）の上限を一万分の二十五以下とする旨が、上場株式投資信託の募集に係る有価証券届出書（金融商品取引法第二條第七項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。）（当該信託報酬率に係る訂正届出書（同法第七條第一項、第九條第一項又は第十條第一項に規定する訂正届出書をいう。以下同じ。））が提出されている場合には当該訂正届出書）に記載されていること。

ロ 累積投資勘定（租税特別措置法第三十七條の十四第五項第五号に規定する累積投資勘定（同項第七号に規定する特定累積投資勘定を含む。）をいう。以下同じ。）において当該上場株式投資信託の受益権が振替口座簿（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）に規定する振替口座簿をいう。以下同じ。）への記載若しくは記録又は保管の委託がされている期間（2）において「管理期間」という。）を通じて当該上場株式投資信託が次に掲げる要件を満たしていること。

〔1〕(3) 略
〔削る。〕

イ 信託報酬率（上場等株式投資信託の信託報酬（信託事務に係る対価として委託者又は受託者の受ける財産上の利益をいう。ロ(4)及び次号ロ(4)において同じ。）の金額を当該上場等株式投資信託の純資産額で除した値をいう。次号イにおいて同じ。）の上限を一万分の二十五以下とする旨が、上場株式投資信託の募集に係る有価証券届出書（金融商品取引法第二條第七項に規定する有価証券届出書をいう。以下同じ。）（当該信託報酬率に係る訂正届出書（同法第七條第一項、第九條第一項又は第十條第一項に規定する訂正届出書をいう。以下同じ。））が提出されている場合には当該訂正届出書）に記載されていること。

ロ 〔同上〕

〔1〕(3) 同上
〔4〕 当該金融商品取引業者等は、上場株式投資信託の受益者に対して、当該上場株式投資信託に係る信託報酬、監査報

〔ハ・ホ 略〕

二 公募株式投資信託 次に掲げる要件

イ 「略」

ロ 累積投資勘定において当該公募株式投資信託の受益権が振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている期間（(2)において「管理期間」という。）を通じて当該公募株式投資信託が次に掲げる要件を満たしていること。

〔(1)～(3) 略〕

(4) 当該金融商品取引業者等は、公募株式投資信託の受益者に対して、当該公募株式投資信託に係る信託報酬、監査報酬（監査証明の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額をいう。第七条第一項第二号において同じ。）その他の公募株式投資信託の信託事務の処理に必要な費用の金額のうち当該受益者が有する受益権に対応する部分の金額を通知することとされていること。

〔ハ・ニ 略〕

（対象商品届出書）

酬（監査証明の対価として支払われ、又は支払われるべき金銭その他の財産の価額をいう。次号ロ(4)において同じ。）その他の当該上場株式投資信託の信託事務の処理に必要な費用の金額のうち当該受益者が有する受益権に対応する部分の金額を通知することとされていること。

二 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

〔(1)～(3) 同上〕

(4) 当該金融商品取引業者等は、公募株式投資信託の受益者に対して、当該公募株式投資信託に係る信託報酬、監査報酬その他の公募株式投資信託の信託事務の処理に必要な費用の金額のうち当該受益者が有する受益権に対応する部分の金額を通知することとされていること。

〔ハ・ニ 同上〕

（対象商品届出書）

第三条 投資信託委託会社等（投資信託及び投資法人に関する法律
第二十一条に規定する投資信託委託会社及び外国投資信託の
受益権の発行者をいう。次条及び第五条において同じ。）は、上
場等株式投資信託の受益権を累積投資勘定に受け入れることがで
きるものとして募集又は売出しをする場合には、次に掲げる事項
を記載した届出書（以下「対象商品届出書」という。）を内閣総
理大臣に提出しなければならない。

「一〇五 略」

六 当該上場等株式投資信託が公募株式投資信託に該当する場合
には、前条第二号ロ(4)の通知を行うための措置の概要

七 「略」

「2・3 略」

（特定非課税管理勘定に受け入れることができない上場株式等の
範囲等）

第七条 租税特別措置法施行令第二十五条の十三第二十三項第三号
イに規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める上場株式
等は、租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ハに掲げる
上場株式等のうち、次に掲げるものとする。

一 当該上場株式等が上場されている金融商品取引所の定める規

第三条 「同上」

「一〇五 同上」

六 前条第一号ロ(4)又は第二号ロ(4)の通知を行うための措置の概
要

七 「同上」

「2・3 同上」

（特定非課税管理勘定に受け入れることができない上場株式等の
範囲等）

第七条 租税特別措置法施行令第二十五条の十三第二十三項第三号
イに規定する内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める上場株式
等は、租税特別措置法第三十七条の十四第五項第六号ハに掲げる
上場株式等のうち、当該上場株式等が上場されている金融商品取
引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止
することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄
として指定されているものとする。

「号を加える。」

| | |
|---|-----------------------------------|
| <p>則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの</p> <p>二 公募株式投資信託の受益権で、特定非課税管理勘定（租税特別措置法第三十七条の十四第五項第八号に規定する特定非課税管理勘定をいう。）において当該受益権が振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている期間を通じて、当該特定非課税管理勘定に係る非課税口座が開設されている金融商品取引業者等が、当該公募株式投資信託の受益者に対して、当該公募株式投資信託に係る信託報酬、監査報酬その他の公募株式投資信託の信託事務の処理に必要な費用の金額のうち当該受益者が有する受益権に対応する部分の金額を通知することとされているもの以外のもの</p> <p>2 「略」</p> | <p>「号を加える。」</p> <p>2 「同上」</p> |
| <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> | |